

◎新潟県告示第335号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

令和2年3月24日

新潟県知事 花 角 英 世

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
権吉川地区	新潟市西蒲区岩室温泉	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 三条地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
上三林地区	三条市笠堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠堀(2)地区	三条市笠堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
笠堀(4)地区	三条市笠堀	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
カツラ沢地区	三条市笠堀	次の図のとおり	土石流
笠堀1地区	三条市笠堀	次の図のとおり	土石流
笠堀2地区	三条市笠堀	次の図のとおり	土石流

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県三条地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

3 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
栄町地区	長岡市栄町一丁目	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）